

提出書類のご案内

1 授業料に対する支援（石川県私立高等学校授業料軽減補助金）

- (1) 授業料減免（家計急変）申請書
- (2) 保護者又は保護者がいない場合は学資負担者（以下「保護者等」という。）の住民票（申請時点のもの）
- (3) 保護者等の家計急変の発生事由を証明する書類（離職や廃業を伴う場合）
（次のいずれかの写しを添付）

【(3) の書類の具体的な内容】

- ①離職票（提出できない場合は、前雇用者が失職を証明する書類で代替できます。）
- ②雇用保険受給資格者証
- ③解雇通告書
- ④破産宣告通知書
- ⑤廃業等届出書 など

※離職や廃業を伴わず、単に月額給与や売上の減少のみが生じた場合については(4)で示す収入を証明する書類の提出をもって(3)の家計急変の事由を証明する書類を省略することができます。ただし、その場合は、離職や廃業は生じていないものとして判定されます。

- (4) 家計急変の前後の保護者等の収入を証明する書類（収入の減少の有無にかかわらず保護者等全員のものが必要です。世帯の状況に応じて次のいずれかの書類を添付してください。）

【(4) の書類の具体的な内容】

- ①所得課税証明書（扶養親族の記載が省略されていないもの）の写し
 - 所得課税証明書に扶養親族の記載がない場合は、追加で扶養親族分の健康保険証の写しを添付してください。
 - 令和3年6月以前に申請された場合は、令和3年7月以降に改めて「令和3年度」の所得課税証明書をご提出いただきますようお願いいたします。

○給与又は個人事業主等で事業収入（売上）の減少による家計急変の場合は①に加えて、②から④の書類のいずれかを添付してください。

（次のページへ続く）

②雇用主が作成した家計急変した日以降の月額給与の見込み額

③②の取得が困難な場合は、直近3か月分の給与明細書の写し

④個人事業主の場合は、税理士又は公認会計士が作成した直近3か月分の事業収入（売上）が確認できる資料及び直近の確定申告書の写し

→ 事業収入（売上）は、確定申告書（所得税法第2条第1項37号に規定する確定申告書を指す。）第一表における「収入金額等」の事業欄に記載される額と同様の算定方法によるものとします。

→ 税理士又は公認会計士の作成した資料の取得が困難な場合は、直近3か月分の事業収入（売上）の算出根拠とした売上台帳の写し等※を追加で添付してください。

なお、写しを添付する際には、事業収入（売上）の算出の根拠となる箇所にマーカーなどでチェックをつけてください。

※算出根拠とした売上台帳の写し等について

- ・フォーマットの指定はありませんので、経理ソフト等から抽出したデータ、エクセルデータ、手書きの売上台帳などでも構いません。
- ・紙面に印刷又はコピーして添付してください。
- ・書類の名称も「売上台帳」でなくても構いません。ただし、提出する資料が直近3か月の事業収入（売上）であることを確認できる資料として提出してください。（〇年〇月と明確に記載されているもの等）

→ 直近の確定申告書の写しについては次の（i）及び（ii）の書類の写しを提出ください。

（i）確定申告書 第一表及び第二表

（ii）収支内訳書若しくは所得税青色申告決算書

（5）家計急変を理由として次のいずれかの状況に該当することとなった世帯は、その状況に該当することを証明する書類を（4）の書類に代えることができます。

①生活保護受給世帯となったこと

②保護者等が所得税法（昭和40年法律第33号）の規定により所得税を納付しないこととなる者となったこと

③保護者が国民年金法（昭和34年法律第141号）の規定により国民年金の保険料の納付が減免されている者となったこと

④同一生計に属する者が児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）の規定により児童扶養手当の支給を受けている者となったこと

⑤同一生計に属する者が就学困難な児童及び生徒にかかる就学奨励についての国の援助に関する法律（昭和31年法律第40号）の規定により市町村から就学援助を受けている者であること

2 教材費など授業料以外の教育費に対する支援（石川県教育費負担軽減奨学金）

- (1) 石川県教育費負担軽減奨学金（家計急変）受給申請書
- (2) 保護者の住民票（令和3年7月1日時点で保護者全員が県内に住所を有していることがわかるもの）
- (3) 保護者等の家計急変の発生事由を証明する書類（離職や廃業を伴う場合）
（次のいずれかの写しを添付）

【(3) の書類の具体的な内容】

- ①離職票（提出できない場合は、前雇用者が失職を証明する書類で代替できます。）
- ②雇用保険受給資格者証
- ③解雇通告書
- ④破産宣告通知書
- ⑤廃業等届出書 など

※離職や廃業を伴わず、単に月額給与や売上の減少のみが生じた場合については(4)で示す収入を証明する書類の提出をもって(3)の家計急変の事由を証明する書類を省略することができます。ただし、その場合は、離職や廃業は生じていないものとして判定されます。

- (4) 家計急変の前後の保護者等の収入を証明する書類（収入の減少の有無にかかわらず保護者等全員のものが必要です。世帯の状況に応じて次のいずれかの書類を添付してください。）

【(4) の書類の具体的な内容】

- ①令和3年の所得課税証明書（扶養親族の記載が省略されていないもの）の写し
 - 所得課税証明書に扶養親族の記載がない場合は、追加で扶養親族分の健康保険証の写しを添付してください。
 - 令和3年6月以前に家計急変が生じた場合は、家計急変の状況を踏まえた上で、令和3年7月1日時点の状況に基づき判定します。令和3年7月以降に家計急変が生じた場合はその時点の状況に基づき判定します。

○給与又は個人事業主等で事業収入（売上）の減少による家計急変の場合は①に加えて、②から④の書類のいずれかを添付してください。

（次のページに続く）

②雇用主が作成した家計急変した日以降の月額給与の見込み額

③②の取得が困難な場合は、直近3か月分の給与明細書の写し

④個人事業主の場合は、税理士又は公認会計士が作成した直近3か月分の事業収入（売上）が確認できる資料及び直近の確定申告書の写し

→ 事業収入（売上）は、確定申告書（所得税法第2条第1項37号に規定する確定申告書を指す。）第一表における「収入金額等」の事業欄に記載される額と同様の算定方法によるものとします。

→ 税理士又は公認会計士の作成した資料の取得が困難な場合は、直近3か月分の事業収入（売上）の算出根拠とした売上台帳の写し等※を追加で添付してください。

なお、写しを添付する際には、事業収入（売上）の算出の根拠となる箇所にマーカーなどでチェックをつけてください。

※算出根拠とした売上台帳の写し等について

・フォーマットの指定はありませんので、経理ソフト等から抽出したデータ、エクセルデータ、手書きの売上台帳などでも構いません。

・紙面に印刷又はコピーして添付してください。

・書類の名称も「売上台帳」でなくても構いません。ただし、提出する資料が直近3か月の事業収入（売上）であることを確認できる資料として提出してください。（〇年〇月と明確に記載されているもの等）

→ 直近の確定申告書の写しについては次の（i）及び（ii）の書類の写しを提出ください。

（i）確定申告書 第一表及び第二表

（ii）収支内訳書若しくは所得税青色申告決算書

（5）在学証明書（石川県外の私立高等学校等に在学される場合のみ）

（6）健康保険証の写し（保護者及び保護者の扶養の対象となっている子のもの）

→ 番号や保険者番号を黒く塗りつぶすなど見えないようにした写しとしてください。


（7）扶養誓約書（（6）の健康保険証の写しが、国民健康保険の場合のみ）

（8）振込口座申出書

（9）生活保護法に基づく生業扶助を受給していないことを誓約する書類

【制度や提出書類に関するお問い合わせ先】

石川県総務部総務課私学・県立大学支援グループ

 076-225-1233